

## 京都市男女共同参画苦情等処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (専門員の職務等)

第2条 京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 苦情等の申出について、受付補助及び調査を行うこと。
  - (2) 苦情等の申出について、受理又は不受理の決定を行うこと。
  - (3) 受理した苦情等の申出のうち、性別による人権侵害と認められる行為に係る事案について、当該事案の関係者に対し、必要に応じて、助言又は是正の要望等を行うこと。
  - (4) 受理した苦情等の申出のうち、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る事案について、市長その他の市の機関に対し、必要に応じて、改善又は是正の決定を行うこと
- 2 専門員は、それぞれ独立してその職務を遂行する。ただし、次に掲げる事項は、合議により行うものとする。
- (1) 前項に規定する受理又は不受理、助言又は是正の要望等の決定に関する事項
  - (2) 前項に規定する改善又は是正の決定に関する事項
  - (3) その他専門員が合議により処理することとした事項
- 3 専門員は、職務上の命令に従い、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
- 4 専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (苦情等の申出の方法)

第3条 苦情等の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

- (1) 申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 苦情等の申出の趣旨及び理由

- (3) 他の機関への相談等の状況
  - (4) その他参考となる事項
- 2 氏名、住所等を明らかにしたい場合は、前項第1号に掲げる事項を省略することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申出書の提出ができない場合は、専門員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない苦情等の申出)

第4条 専門員は、苦情等の申出に係る事案が次のいずれかに該当するときは、当該申出について調査しないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案又は判決等により確定した事案
  - (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案又は裁決等により確定した事案
  - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他の法令の規定により処理すべき事案
  - (4) 監査委員に住民監査請求を行っている又は行った事案
  - (5) 議会に請願又は陳情を行っている又は行った事案
  - (6) 京都市を除く機関の事案で、当該機関において、専門員会議と同等の機能を有しており、そこで対応が可能なものの
  - (7) 申出人が不当な目的でみだりに申出をしたと認められる事案
  - (8) この要綱に基づく専門員の行為に関する事案
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が専門員に調査させることが適当でないと認める事案
- 2 専門員は、苦情等の申出が前項の規定に該当する場合においては、当該申出について調査しない旨及びその理由を申出人に対し書面により通知するものとする。ただし、第3条第2項の規定により、氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、この限りでない。

(処理結果の通知)

第5条 専門員は、受理した苦情等の申出の処理が終了したときは、その結果を速やかに申出人に対し、書面により通知するものとする。ただし、第3条第2項の規定により、氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、この限りでない。

(庶務)

第6条 専門員の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。